

公益財団法人高知県文化財団文化事業助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）が県内文化の振興発展に資するため、団体、個人が行う芸術文化事業に対し、助成金を交付することについて、必要な事項を定める。

(交 付)

第2条 財団は、高知県内に事務所または活動拠点があり、芸術文化活動を行う団体、個人が行う芸術文化事業で相当と認めるものに対して助成金を交付する。

(対象事業)

第3条 助成金の交付対象事業は、下記要件すべてに適合するものとする。

- (1) 高知県内又は県外で行われる音楽、演劇、映像、美術、古典芸能、民俗芸能、文学等に関するものとし、企画性、創造性が高く、また人材育成やネットワーク形成など、将来的に高知県の芸術文化の発展、保存に寄与すると認められるもの。
- (2) 興業その他専ら営利、宣伝を目的としないもの。
- (3) 特定の政治又は宗教活動を目的としないもの。
- (4) 明確な会計経理を実施、報告すること。
- (5) ポスター、チラシ、パンフレット、看板等に財団の助成の旨を表示すること。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該事業の経費のうち主催者の人件費等固定的、恒常的な経費その他事業に直接要しない経費を除いた経費から、入場料等事業実施に伴う収入、補助金、助成金、プログラム売上等を差し引いた金額（対象経費）の範囲内で、助成の必要性、効果等を勘案して決定する。

2 助成金の助成率、限度額については次に定めるとおりとする。

- (1) 助成率は対象経費の3分の2以内とする。
- (2) 助成金の限度額は50万円とする。

(申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとするものは、交付申請書（第1号様式）に収支予算書（第2号様式）その他必要な書類を添えて、所定の期日までに、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

(交付可否の通知)

第6条 理事長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、助成金の交付の可否を決定し申請者に通知書（第3号様式又は第4号様式）により通知する。ただし、当該

申請をしたものが別紙に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(審査会)

第7条 助成金の交付の決定にあたっては、必要に応じ審査会を開催し、審査を行う。

2 審査会は、理事長及び理事長が任命する10人以内の委員をもって構成する。

3 審査会は、理事長が招集し、その議長となる。

(事業の変更等)

第8条 交付の決定を受けたもの（以下「事業者」という。）が、当該事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）には、速やかに助成事業変更承認申請書（第5号様式）を理事長に提出し、その承認を得なければならない。なお、変更内容によっては、助成金額について見直しを行う。

2 事業者が、事業を中止しようとするときは、事業中止届出書（第6号様式）を理事長に提出しなければならない。

(実施報告)

第9条 事業者は、実施報告書（第7号様式）に収支決算書（第8号様式）を添えて、事業終了後1ヶ月以内、ただし3月10日以降に完了する事業については翌年度4月10日までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定及び通知)

第10条 理事長は、前条の実施報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付決定額の範囲内で交付額を確定し、確定通知書（第9号様式）により事業者に通知する。

(助成金の請求)

第11条 事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に請求書（第10号様式）を理事長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第12条 理事長は、前条に規定する請求書を受け取ったときは、事業者に対し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第13条 次の場合には、交付決定の取り消し及び助成金の全部又は一部を返還させる場合がある。

(1) 申請内容に虚偽があることが判明したとき

(2) 活動の実施、継続が困難と理事長が判断したとき

(3) 実施報告内容に虚偽があることが判明したとき

(4) 正当な理由なしに証拠書類等が所定の期間（当該事業の完了後5年間）、保存されていないとき

附則 この要綱は平成10年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成13年4月1日から施行する

附則 この要綱は平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は平成18年1月1日から施行する。

附則 この要綱は平成19年11月1日から施行する。

附則 この要綱は平成24年2月1日から施行する。

附則 この要綱は公益財団法人高知県文化財団の設立の登記の日から施行する。

附記 この要綱は平成25年1月22日から施行する。

別紙（第 6 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴料団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を給与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。